

## 新しい城山病院の機能・規模について

平成21年10月9日  
病院事業庁

### 1 新しい城山病院の機能・規模についての検討の経緯

施設の老朽化や精神科救急医療の機能充実の要請などへの対応に必要な施設整備について、6月下旬から近隣の3つの小学校区において、区政協力委員に説明を行い、その後、各学区において説明資料が回覧されているが、現在の場所での施設整備自体に反対する意見は、寄せられていない。しかしながら、医療観察法病棟については、施設の内容の説明をしていない段階であり、若干の不安の声もある。

地元住民に理解を深めていただき、施設整備に向けた環境を整えるため、病院の機能・規模について、さらに説明していきたい。

愛知県の精神科医療の中核病院として新しい城山病院が担うべき機能・規模について、精神科医療に関わる専門家に検討いただいた。

### 2 精神科医療に関わる専門家による検討

7月29日及び8月27日に、専門家による検討会を開催し、結果をまとめた。

#### 【新しい城山病院のあり方に関する検討会の構成員】

所 属	氏 名
愛知淑徳大学教授 (愛知県地方精神保健福祉審議会会長)	太田 龍朗
名古屋大学大学院医学系研究科教授	尾崎 紀夫
社団法人愛知県精神病院協会会長	舟橋 利彦
愛知県健康担当局技監	吉田 京
愛知県立城山病院院長	後藤 陽夫

#### 【主な論点】

##### 精神科救急対応

救急患者を受け入れるための隔離室や個室の不足等の施設構造上の問題を解消して愛知県の精神科救急医療体制の充実強化の要請に応えるとともに、早期治療により、難治化や精神障害に基づく悲劇を防止するため24時間365日の精神科救急医療が必要とされた。また、現行の、精神科救急システムの後方支援病床(隔離室)についても、利用状況を踏まえた拡充が必要とされた。

##### 思春期対応

思春期患者の治療には多くのマンパワーが必要で、民間病院では対応が困難なため、城山病院において、個室を基本とする専門病棟を整備することが必要とされた。

##### ストレス関連疾患対応

民間病院でも取り組んでおり、必要性を問う意見もあったが、自殺防止への社会的ニーズの高まりに県立の精神科病院として応える必要があり、民間病院で対応が困難な患者を受け入れる城山病院の位置づけを明確化することで、必要な機能であるとの結論に至った。

なお、一般の精神病患者との混在がない専門的な治療病棟が必要とされている。

##### 医療観察法対応

従来の精神保健福祉法では対応が困難であった社会復帰の促進と医療中断の防止が期待されることから、早期に医療観察法病棟を整備すべきであるとされた。また、安全性への配慮を求める意見があった。

##### 病床規模

大幅な縮小を求める意見もあったが、症状が安定した慢性期患者への対応については民間病院との役割分担により縮小するものの、従来からの機能に加え新たに担うべき機能があることから、医療観察法病棟を除く入院部門の病床数は、300床程度が適切であるとの結論に至った。

なお、医療観察法病棟は国の基準に基づき35床程度が適切とされた。